**佐賀県ＬＰガス料金支援事業**

**Ｑ＆Ａ**

**令和５年７月１４日制定**

**令和５年７月２６日改訂**

**令和５年８月　４日改訂（Q21.Q36）**

**令和５年１０月３日※追記（Q8）**

**佐賀県ＬＰガス支援事業　事務局**

**【本事業の趣旨について】**

Ｑ.１　本事業の目的や趣旨は

Ａ　エネルギー価格高騰に伴い、電気や都市ガス利用世帯には国による料金値引きが１月から実施されている中、同様にＬＰガス利用の家計・企業等にも支援を行い、価格高騰分の一部を支援することにより、家計や企業の負担軽減を図る。

Ｑ.２　本事業に必ず参加しなければならないのか

Ａ　参加は、原則任意ではありますが、県内のＬＰガス利用の家計・企業等の負担軽減を図る趣旨であることより、販売事業者皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、選ばれるエネルギーとなるために電気や都市ガス同様に料金の値引きを行い、顧客満足度を高めることは販売事業者のメリットになると考えられます。

Ｑ.３　支援金の金額（税抜き）はいくらなのか

Ａ　家庭業務用は４～９月（６ヶ月分）×５００円の総額３０００円です。

工業用は４～９月（６ヶ月分）の総使用量×１kg（１㎥）あたり２１円（４６円）です。

**【対象となる販売事業者について】**

Ｑ.４　県内に本店・支店が複数ある場合は

Ａ　原則、販売事業所（支店単位）での参加申込をお願いします。

Ｑ.５　県外の販売事業者が佐賀県内に顧客を有する場合、本事業の対象事業者か

Ａ　県内のＬＰガス利用の家計・企業等が支援対象となりますので、県外の販売事業者であっても対象事業者となります。

他県の消費者への対応については、隣県のＬＰガス協会と双方で情報提供を行い、他県で実施される同様の説明会の日程を佐賀県ＬＰガス協会よりご案内（ＨＰ・ＦＡＸ等）致します。

※各県によって支援方法が異なりますので、各県の支援要綱に従って行って頂く必要があります。

Ｑ.６　コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象か

Ａ　対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ.７　コミュニティーガス（旧簡易ガス）の事業者が本事業に参加する場合、ガス事業法の手続きは |

Ａ　経過措置団地をお持ちの事業者は、特別供給条件許可申請が必要となりますので、詳細は九州経済産業局電力ガス事業課にお問合せください。

**【値引きの対象消費者について】**

Ｑ.８　どのような消費者が対象か

Ａ　原則、県内すべての家庭業務用・工業用のＬＰガス消費者が対象となります。

ただし、県市町の公共施設及び質量販売（液石法分に限る。）並びにタクシー等車両の燃料として使用されるＬＰガスは対象外となります。

※フォークリフトの燃料としてのＬＰガスは値引きの対象となります。（工業用）

家庭業務用と工業用の違いとは、家庭業務用とは人の為に使用するガスのことをいい、具体的には、液石法上で使用する冷暖房用、飲食物の調理用、お風呂等の湯沸用などで使用するＬＰガスのことを指し、工業用とは、高圧ガス保安法における人の為以外（陶芸・茶工場など）に使用する用途をいいます。

Ｑ.９　佐賀県在住の消費者と考えてよいか。戸籍が県外でも支給できるのか

Ａ　佐賀県在住の契約者が対象となります。戸籍は関係ありません。

Ｑ.１０　公共施設は対象外とあるが、公営（市営）住宅の入居者は対象となるのか

Ａ　入居者が販売事業者にＬＰガス料金を直接支払う契約者であれば対象です。

Ｑ.１１　公共施設は対象外とあるが、役所が民間委託している施設などは対象か

Ａ　ＬＰガス料金の支払いが、民間委託、施設の利用者（テナント等）及び自治会所有の公民館は対象となります。

ただし、国、地方公共団体所有の施設及び市町所有の公民館は対象外となります。

なお、市町所有の公民館など判断が難しい場合は支援センターにご確認ください。

Ｑ.１２　２世帯住宅はそれぞれ対象か

Ａ　１契約のみの場合は１契約分のみが対象となります。

　　 世帯毎に契約（メータ）し基本料金＋従量料金がそれぞれに発生している場合は、それぞれに対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ.１３　１契約の戸建に複数メータがあり、かつ、メータ毎に基本料金がある場合は対象か |

Ａ　ＬＰガス料金の請求がメータ毎に発生している場合はそれぞれが対象です。

※ただし、請求がまとめて１つになる場合、値引き対象は１メータ分のみとなります。

|  |
| --- |
| Ｑ.１４　会社社宅で会社がすべてのメータを契約している場合はどのようになるのか |

Ａ　原則、値引きは会社への請求分のみが対象となります。

ただし、入居者と個別に契約し個別に請求をしている場合は、それぞれでのメータが値引き対象です。

**【値引きができない対象消費者について】**

Ｑ.１５　基本料金は発生するが、利用実績が無い（０㎥）消費者は対象か

Ａ　当月にＬＰガス使用量が０㎥の場合は、当月の値引き分５００円は対象外です。

ただし、当月に０．１㎥以上の使用があり、ＬＰガス料金が５００円（税抜き）以上あれば対象となります。

そのため、基本料金がない場合であっても従量料金で５００円（税抜き）以上あれば、対象となります。

ＬＰガス料金とは、基本料金＋従量料金を指します為、設備利用料は含みません。

|  |
| --- |
| Ｑ.１６　２ヶ月に１回しか検針していない場合の支給金額はどうなるのか |

Ａ　２ヶ月に１回の検針時にＬＰガス料金が１，０００円以上であれば、２月分の支援金は可能となります。

**【転入居の消費者の対応について】**

Ｑ.１７　転入者・転出者の対応はどう考えるか

Ａ　４～９月の途中で佐賀県内に転入した場合、値引きの対象（①、②）

４～９月の途中で佐賀県外へ転出した場合、値引きの対象外（③）

1. 県内➡県内
2. 県外➡県内
3. 県内➡県外

※①の場合、引越し前のガス料金を証明する検針票・請求書等があれば、引越し先の販売事業者で引越し前分も値引きは可能となります。

Ｑ.１８　消費者が９月請求前に退去した場合、遡及して対象となるのか

Ａ　９月分のＬＰガス代請求分より値引きを行う為、対象外となります。

ただし、消費者が県内から県内へ引越しした場合は、対象となりますので、引越しした先のＬＰガス販売事業者が消費者より４月～９月分の支払い実績（検針票・請求書等）を取得すれば、値引き対象なります。

Ｑ.１９　７月に入居した消費者も３０００円の補助の対象となるのか

Ａ　４～６月分はＬＰガスを使用していないため７月～９月分×５００円の１５００円が値引き総額になります。

ただし、その消費者が４～６月に佐賀県内でＬＰガスを使用していた場合に限り、その消費者が使用していたことがわかる検針票・請求書等がある場合は、最大３０００円の値引きを行うことができる。

**【値引き手続き関係について】**

Ｑ.２０　値引き期間はいつまで可能か

Ａ　原則、９月検針分から１２月検針分までとなります。

ただし、１２月末日までに実績報告書をご提出ください。

遅れる場合は、必ず　支援センターに事前連絡をお願いします。

なお、１２月検針分までで３０００円の値引きができない場合は、支援センターへ事前にご相談ください。

Ｑ.２１　１回でまとめて３０００円の値引きは可能か

Ａ　過入金処理でも対応は可能です。（R5.8.4改訂）

　　ただし、万が一、過入金処理にて対応した場合で、値引き期間に退去され、満額の値引きができない場合が発生した時は、それまで値引きを行った金額が補助金申請額になる為、実績報告時において金額に間違いがないか必ず確認を行ってください。

Ｑ.２２　値引きがわかる書類とは

Ａ　検針票や請求書の写しをご提出ください。

ハンディ検針などで事業者側に検針伝票の控えが残らない場合などは、Ｗｅｂ上の伝票などの画面を印刷・スクリーンショットしご提出ください。

また、システムでの検針リストをご提出される際は、実際に消費者へお渡しされた「県の支援により○○円値引きしています」など、実際に消費者に配布し明記された検針票や請求書を１部ご提出ください。

Ｑ.２３　消費者への値引き周知は、検針票又は請求書への明記でよいのか

Ａ　検針票や請求書に、次の例を参考に明記をしてください。

【家庭業務用】「佐賀県の支援で○○○○円値引きしています。」

【工業用】　 「佐賀県の支援で○○○○円（２１円×使用量）を値引きしてい　ます。」

なお、○○円値引きの文字での案内は、検針票・請求書等でマイナス表示されている場合は、記載しなくても結構です。

ただし、県の補助金と別の値引き金額が含まれている場合は、県の支援による値引き金額がわかるように明記してください。

|  |
| --- |
| Ｑ.２４　システムの都合等により検針票や請求書への明示記載が困難な場合の対応は |

Ａ　できるだけ文言を短縮して明記をしてください。

システム上、明記できない場合に限り、検針票等への別紙での値引き周知の案内を添付等により対応ください。

ただし、検針票等で値引きされている事がわかるようにしてください。

**【実績報告について】**

|  |
| --- |
| Ｑ.２５　家庭業務用消費者リストの５％又は工業用消費者リストの全数より抽出した消費者において、誤りが判明した場合はどのようになるのか |

Ａ　提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施する場合があります。

また、補助金の支給が遅れたり、減額されることがあります。

Ｑ.２６　当該事業の実績報告はいつまでに行わなければならないのか

Ａ　値引き終了後３０日以内に報告をお願いします。

Ｑ.２７　補助金の入金はいつ頃になるのか

Ａ　補助金センターへ請求書が届いてから約１ヶ月程度の見込みです。

|  |
| --- |
| Ｑ.２８　値引き分を立て替えることより、資金繰りの問題があることから、補助金の前払いは可能か |

Ａ　資金繰りが難しい場合は、概算払い請求での支払いも可能とします。

Ｑ.２９　値引き方法は、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか

Ａ　別紙の「消費税の取扱」によるものとする。

Ｑ.３０　申請書類等の提出方法は

Ａ　持参又は郵送又はメールにてご提出をお願いします。

不明な点は、支援コールセンターへご確認お願いします。

問合せ先及びメールは以下よりお願いします。

名称　佐賀県ＬＰガス料金支援センター

電話　050-8887-8752

MAIL　sagalpg\_shien＠nta.co.jp

**【その他の疑義について】**

Ｑ.３１　振込手数料も補助金の対象か

Ａ　ＬＰガス料金からの値引きであることから、振込手続き等の業務が発生することはないことため、対象外です。

|  |
| --- |
| Ｑ.３２　参加申込時と事業費等請求書時において、消費者戸数が増減するが問題ないか |

Ａ　消費者の入退去がありますので、問題ありません。

ただし、著しく消費者戸数が増減する場合は事前にご連絡をお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ.３３　概算払い請求で申請した金額より支払い実績が少なくなった場合はどうしたらよいか |

Ａ　概算払い金額と実績報告請求書との差額分で余剰分は返金頂く必要があります。

不足分があった場合、実績内容を確認後、残りの支援金額をお振込みします。

|  |
| --- |
| Ｑ３４　ガス値引き期間（９月検針～１２月検針）に、従量料金が発生してしない消費者がいた場合は値引きはできないのか。 |

Ａ　基本料金が発生している場合は、その金額を値引きして構いません。

|  |
| --- |
| Ｑ３５　工業用で４月、５月にしかガスを使用しない消費者は値引き期間に値引きができないが、どのように対応すべきか。 |

Ａ　本事業はＬＰガス料金からの値引きが原則です。

ただし、工業用に限り、値引きが困難な合理的な理由がある場合は値引きに代えて値引き相当額の支給による対応の可否を個別判断しますので、必ず事前に支援センターにご相談ください。

【R5.8.4追加】

|  |
| --- |
| Ｑ３６　家庭業務用は４月検針分から９月検針分と聞いているが、工業用はほとんど質量販売で検針がない。  当社は、納品して翌月請求（３月納品分を４月請求支払い、９月納品分を１０月請求支払い）だが、対象期間の取扱い（始期と終期）はどうなるか？ |

　Ａ　工業用分にあっては、４月分（５月請求）～９月分（１０月請求）の使用量を合計した数量に単価を乗じた金額で値引総額を計上してください。